

令和8年度第2回筑西市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年5月8日（金）午後1時30分 から 午後2時30分

2 開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3 出席委員（22人）

会	長	22番	水柿	重壽
委	員	1番	関口	均
		2番	高島	敏男
		3番	永井	尚子
		4番	岩渕	進
		5番	坂入	進
		6番	齊藤	秀樹
		7番	赤城	美子
		8番	齊藤	一弥
		9番	中澤	保
		10番	栗島	菊雄
		11番	須藤	栄一
		12番	竹内	紀男
		13番	國府田	喜久男
		14番	高橋	修
		16番	稲見	くに子
		17番	寺内	美雄
		18番	秋山	員宏
		19番	宮山	繁治
		20番	大林	富子
		23番	蓮沼	俊男
		24番	新井	英雄

4 欠席委員（1人）

21番 瀬端 洋

5 議事日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 議案

議案第 9 号	農地法第3条の規定による許可について
議案第 10 号	農地法第5条の規定による許可について
議案第 11 号	現況確認証明（非農地証明）について
議案第 12 号	令和8年度最適化活動の目標の設定等について
議案第 13 号	筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について

(4) 報告

報告第 7 号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
報告第 8 号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第 9 号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
報告第 10 号	非農地判断について

(5) 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長兼農地調整課長	澤部 明典
農地調整課庶務調整係 課長補佐	谷島 しづ江
農地調整課庶務調整係 係長	板橋 淳也
農地調整課庶務調整係 主任	大塚 早也佳
農地調整課庶務調整係 主事	山本 裕泰

7 説明員

産業経済部農政課産地振興係 主任	広瀬 周也
------------------	-------

8 会議の概要

議 長

只今より、令和8年度第2回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。
只今の出席委員 22 名であります。これは、委員の過半数に達しておりますので、筑西市農業委員会会議規則 第6条の規定により、会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、21 番・瀬端 洋 委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の澤部局長、谷島補佐、板橋係長、大塚主任、山本主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日一日といたします。ご了承願います。

次に、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、13 番・國府田 喜久男 委員と14 番・高橋 修 委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に、指名いたします。

次に、日程第3 議案第9号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

山本主事より説明させます。

山本主事

議案第9号、農地法第3条の規定による許可について、令和8年5月8日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。次のページをお願いします。

番号1番から8番は保留となります。

番号：9番、権利：所有権移転有償、所在：舟生字下宿、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：852 m²、外9筆、合計10筆、合計面積 11,175 m²、譲渡人又は貸主：常総市水海道諏訪町、譲受人又は借主：筑西市井上、経営面積、渡人：11,175 m²、受人：8,105 m²、受人の労力総数及び稼働数：2、2。

10番、所有権移転無償、関本分中字本郷下、畑、畑、92 m²、外1筆、合計2筆、合計面積 112 m²、筑西市関本肥土、筑西市関本肥土、17,331 m²、3,578 m²、1、1。

11番、所有権移転有償、門井字谷島、田、田、2,848 m²、外3筆、合計4筆、合計面積 6,443 m²、筑西市門井、筑西市久地楽、12,351 m²、358,300 m²、1、1。

12番、所有権移転有償、赤浜字我仁内前、畑、畑、765 m²、筑西市中上野、筑西市中上野、8,534 m²、209,556 m²、4、3。

13番、所有権移転有償、木戸字西谷、田、田、1967 m²、外1筆、合計2筆、合計面積 2,267 m²、栃木県小山市駅東通り、筑西市木戸、2,527 m²、244,666 m²、2、2。

14 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字中本田、畑、畑、768 m²、栃木県小山市駅東通り、筑西市関館、2,527 m²、6,312 m²、2、2。

15 番、所有権移転有償、舟生字上木有戸、畑、畑、1,750 m²、神奈川県横須賀市浦郷町、筑西市舟生、1,750 m²、0 m²、1、1。

16 番、所有権移転有償、伊讃美字東寺野、田、田、938 m²、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 2,477 m²、筑西市伊讃美、筑西市伊讃美、5,070 m²、107,062 m²、1、1。

17 番、所有権移転無償、板橋字大久保、畑、畑、1,300 m²、筑西市伊佐山、筑西市井上、1,300 m²、6,202 m²、1、1。

18 番、所有権移転無償、小栗字長明、畑、畑、483 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 765 m²、筑西市小栗、筑西市小栗、1,704 m²、1,704 m²、2、2。

次のページをお願いいたします。

19 番、区分地上権、大谷字津久江、畑、畑、949 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,031 m²、稲敷市月出里、牛久市ひたち野西、1,031 m²、0 m²、0、0。

20 番、所有権移転有償、舟生字上宿、田、田、682 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,253 m²、水戸市上国井町、筑西市上野、49,975 m²、149,063 m²、1、1。

21 番、所有権移転有償、桑山字拾貳番耕地、田、田、864 m²、外 4 筆、合計 5 筆、合計面積 4,997 m²、水戸市上国井町、筑西市二木成、49,975 m²、90,042.93 m²、4、4。

22 番、所有権移転有償、蓮沼字前原、畑、畑、2,570 m²、筑西市直井、筑西市細田、11,644 m²、0 m²、1、1。

次のページをお願いいたします。

23 番、所有権移転有償、蓮沼字前原、畑、畑、2,753 m²、筑西市直井、筑西市細田、11,644 m²、0 m²、1、1。

24 番、所有権移転無償、樋口字本郷、畑、畑、350 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 6,638 m²、筑西市樋口、筑西市樋口、350 m²、350 m²、1、1。

以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 9 番から、調査委員の報告をお願いします。

竹内紀男
委員

12 番、竹内です。

私から、9 番、15 番、17 番を報告いたします。

4 月 23 日に関城支所において、書類審査及び現地確認をいたしました。

後日ですね、電話にて 3 件とも間違いはない、ということでした。

書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、さらなる皆様のご審議を

お願いいたします。

議 長

10 番をお願いします。

栗島菊雄
委 員

10 番、栗島です。

10 番と 20 番をご報告申し上げます。

まずは 10 番ですが、この農地は、受人の今の住まいの、すぐ数珠つなぎにあるところなんです、渡人の方から、無償で受け取ってもらいたい、という話があったらしいんですよ。

面積が 112 m²で、50m ぐらいの長さかな、112 m²なので何十センチぐらいしか幅がないんで、もらった人も、何もできませんよね。

私、この現地を知っているので、どっちもよく知っている人なんだけれど、無償以外には考えられないと思うんだけど、ただ、もらった方でも何の意味もないかなと思って。その旨、受人に言ったら、でも渡人から言ってくれて、自分のところに隣接した土地なんで、っていうことなんですよ。

だから書類に不備もなく、両方が了解していますんで、許可相当と思います。

それと 20 番ですが、これは受人が以前から耕作をしていたということで、振興公社を通しての売買ってということで、これもまた書類に不備もなく、許可相当と思います。

さらなる皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長

11 番をお願いします。

稲 見
く に 子
委 員

16 番、稲見です。

11 番について報告します。

4 月 24 日、書類審査を行いました。

後日、渡人の方に電話確認をしました。この土地は以前より、受人の方が耕作していたものです。申請内容に間違いなしのことでした。

書類に不備も見られず、許可相当かと思われそうですが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

12 番をお願いします。

寺内美雄
委 員

17 番、寺内がご報告いたします。

4 月 24 日、明野支所において、申請書類の確認を行いました。

後日、渡人に確認するつもりで電話したんですが、何回かけても、呼び出すんですけども、すぐ話し中になってしまうという、そういう電話の設定をして

いるようでした。

休みの日にもかけ、また平日にもかけたんですが、繋がらず、それで受人の方へ電話をいたしました。

そうしたところ、受人の話では、その受人がこの畑の隣を作っていて、渡人から、買ってくれないか、という相談を持ちかけられて、今回売買ということになったとのことでした。また、受人は地域の担い手農家でもあります。

以上、許可相当かと思われませんが、皆さんのさらなるご審議どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

13 番をお願いします。

齊藤一弥
委 員

8 番の齊藤です。

13 番と 14 番を報告します。

4 月の 23 日に関城支所におきまして、書類審査、その後現地調査を行いました。13 番と 14 番、渡人が同一人でありますので、一括で報告いたします。

4 月の 27 日に、渡人に電話で確認しました。相続で所有権が移転した農地として、現在、地元に住んでおりませんので、もう農業を辞めたいので、現在耕作していただいた方々に、売買の話を持ちかけたそうです。受人の方は、今まで耕作していた方ですので、許可相当と思われませんが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

16 番をお願いします。

高島敏男
委 員

2 番、高島です。

16 番を報告いたします。

この 16 番なんですが、渡人の方に電話したんですが、何回かけても繋がりませんでした。受人の方にかけたんですが、渡人は少し揉め事がある、ということをおっしゃったので、代理人である行政書士の方へ、改めて連絡いたしました。行政書士の方も、揉め事については分からなくて、最終的には事務局の方に依頼をした、という経過があります。事務局の方からは、申請どおり所有権移転をすることで落ち着きましたので、その旨報告をお願いしますとのことでした。

そういうことで、許可相当と思われませんが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

18 番をお願いします。

秋山員宏 委 員	18 番、秋山が 18 番を報告いたします。 18 番の贈与の件ですが、受人と渡人は親子関係にありまして、両者に確認をしたところ、間違いないということでした。 許可相当であると思われますが、皆様方のさらなるご審議をお願いいたします。
議 長	19 番をお願いします。
宮山繁治 委 員	19 番、宮山です。 先月の 23 日に書類と、現地調査をしました。 区分地上権設定というようなことで更新であり、3 年間であります。 現在も、営農型太陽光発電の下にサカキを作付けしており、その更新というようなことであります。 本人確認については、後日担当者に、電話しましたが、最初はキクラゲを作っていたが、暑さで失敗したというようなことで、そのあとのサカキを植えまして、1 年半ぐらい経っているというようなことで、あと 1 年ぐらいで、収穫に入るというようなことでありました。 許可相当とありますが、さらなるご審議をお願いします。以上です。
議 長	21 番をお願いします。
蓮沼俊男 委 員	23 番、蓮沼が報告します。 21 番ですけど、4 月の 24 日に書類審査をいたしまして、受人の親の方に電話で確認いたしました。受人は、以前より今回申請の土地を耕作していたので、今回、中間管理機構を通して所有権の移転という手続きで合意したもので、許可相当かと思われます。 皆様のさらなる審議をよろしくをお願いいたします。以上です。
議 長	22 番をお願いします。
岩渕 進 委 員	4 番の岩渕です。 第 3 条の 22 番と 23 番の案件を報告します。 22 番、23 番は、渡人の共有者が違いますが、関連した案件なので、一括で報告します。 先月 24 日、書類審査を行いました。 後日、渡人に電話で申請内容の確認をしたんですが、何回電話しても出ないため、受人に電話で、申請内容の確認を行いました。内容に間違いがないとい

議 長

うことを確認いたしました。

書類に不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様方のさらなる審議をお願いします。以上です。

坂入 進
委 員

24 番をお願いします。

5 番、坂入です。

3 条の 24 番を報告いたします。

先月 23 日に書類審査を行い、書類に不備がないことを確認しました。

この件につきましては、親子の生前贈与の所有権移転というようなことで、特に問題はないと思われますが、さらなる皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 9 号 受付番号 9 番から 24 番を採決いたします。

議案第 9 号 受付番号 9 番から 24 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。議案第 9 号 受付番号 9 番から 24 番を原案どおり許可することに決しました。

次に、議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

板橋係長より説明させます。

板橋係長

議案第 10 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 8 年 5 月 8 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、権利：所有権移転有償、所在：桑山字式番耕地、登記簿地目：田、

現況地目：田、面積：570 m²、譲渡人又は貸主：筑西市桑山、譲受人又は借主、筑西市桑山、転用事由：資材置場。

申請地は、県道石岡筑西線の北側約 1 km、市立古里小学校の南東側約 1.5 km に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で建設業を営む法人です。

事業の拡大に伴い、資材置場が不足したため、新たに確保すべく申請するものです。

2 番、所有権移転有償、玉戸字東田、田、田、3,602 m²、筑西市玉戸、筑西市飯島、駐車場。

申請地は、国道 50 号線の南側約 200m、JR 水戸線玉戸駅の東側約 1.4 km に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で自動車販売業を営む法人です。

今般、市の道路建設により既存の駐車場敷地が買収されることとなったため、新たに駐車場を確保すべく申請するものです。

3 番、賃貸借権、舟生字上木有戸、畑、畑、3,636 m²のうち 1,735 m²、筑西市玉戸、筑西市布川、車両置場。

申請地は県道筑西三和線の西側約 250m、筑西市役所関城支所の北側約 1 km に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で中古車販売業を営む法人です。事業拡張に伴い車両置場が不足したため、新たに確保すべく申請するものです。

4 番、使用貸借権、大谷字津久江、畑、雑種地、949 m²のうち 0.29 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 0.304 m²、稲敷市月出里、牛久市ひたち野西、一時転用、営農型太陽光発電設備、許可日から 3 年間。

申請地は、県道真岡筑西線の北側約 200m、市立五所小学校の西側約 40m に位置する、農振農用地区域内農地です。

申請者は、市外に本店を置き、太陽光発電事業等を営む法人です。営農を継続しながら太陽光発電により安定した収入を確保すべく、申請するものです。

なお、サカキを作付けする計画となっております。

5 番は保留となります。

6 番、所有権移転有償、小栗字辻堂、畑、畑、171 m²、外 5 筆、合計 6 筆、合計面積 2,192 m²、筑西市小栗、外 2 名、常総市坂手町、資材置場。

申請地は、県道つくば真岡線の西側約 450m、市立小栗小学校の南西側約 1 km に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で建設業を営む法人です。

事業の拡大に伴い、資材置場が不足したため、新たに確保すべく申請するものです。

番号7番、8番は保留となります。

以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号1番から、調査委員の報告をお願いします。

蓮沼俊男
委員

23番、蓮沼が報告いたします。

まず1番ですけど、4月の24日に書類審査をいたしまして、協和地区全員の委員さんで、現地を確認して参りました。

現状は、渡人が数年前から耕作していないので、雑草がかなり生えておりました。

受人は建設業を営んでおりまして、申請地の周りも、何筆か資材置場となっておりまして、事業拡大のために、敷地が足りないということで、草が生えている農地の持ち主である渡人に声をかけたところ、合意したってということで今回の申請になりました。

許可相当かと思われます。皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議長

2番をお願いします。

新井英雄
委員

24番の新井です。

2番についてご報告いたします。

4月23日、書類審査、及び現地確認を実施いたしました。

この件は、受人の会社が、駐車場が道路拡張のため、なくなってしまうので、新たに駐車場を設けるというものでした。

渡人に連絡をしたんですが、なかなかね、連絡が取れないもんですから、ちょっと知り合いの近くの家だったんで、自宅に訪問をして確認をいたしました。

申請書どおり間違いがないということなんで、書類に不備もなく許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

3番をお願いします。

竹内紀男
委員

12番、竹内です。

私から、3番を報告いたします。

4月23日に関城支所において、書類審査、現地確認をいたしました。

後日、電話にて確認を取り、間違いなしのことでした。書類に不備もなく、

許可相当と判断いたしますが、さらなる皆様のご審議をお願いいたします。

議 長

4 番をお願いします。

宮山繁治
委 員

19 番、宮山です。

4 番について説明します。

これはですね、3 条の 19 番の地上権設定と同じでありまして、太陽光の柱部分、今度は使用貸借権というようなことで、同じく更新 3 年であります。

3 条と同じ方ですので本人確認は省略します。

許可相当と思われますが、更なるご審議、よろしくお願いいたします。

ただ私、知り得たんですが、この営農型太陽光発電についてはですね、今年中に、農水省が許可基準について、新基準を出すというようなことで載っていました。これは市町村においても、特例としてそれを認める、というようなことであるそうです。例えば遮光率が 30%未満、高さ 3メートル以上、間隔が 4メートル以上。単収 8割以上の確保といった基準が、もう発表されています。

従って、筑西市においてもですね、これをやっぱり発電会社に言わないと、既存の営農型太陽光発電までさかのぼる、というようなことありますから。

例えば私が見ても、これはちょっと幅狭いかな、というようなことだと、それを直すのにね、相当な費用がかかると思うんですよ。

従ってですね、これは早めに聞いて、やっぱり今のうちから、発電会社には言っておかないと、これ相当な費用がかかりますから。やはりその基準をね、守らなければ、既存のものまで該当するとなると、大変なことになると思うんで、1 つ、その辺をね、ご留意していただければいいなと思っています。

以上です。

議 長

6 番をお願いします。

秋山員宏
委 員

18 番、秋山が 6 番を報告いたします。

先月の 24 日に協和地区の農業委員及び推進委員で、書類の審査及び現地の確認をして参りました。今回申請のあった農地ですが、受人の自宅、及び事務所の北側にある土地でありまして、以前より、渡人から、ここを買ってくれないかという話をずっと受けておりまして、今回、その場所に資材置場をつくるということになったそうです。書類に不備もなく、許可相当と思われますが、さらなる審議をお願いいたします。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委 員	「異議なし」
議 長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。 議案第 10 号 受付番号 1 番、3 番、4 番、6 番を採決いたします。 議案第 10 号 受付番号 1 番、3 番、4 番、6 番は 30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員	(挙手全員)
議 長	挙手全員。議案第 10 号 受付番号 1 番、3 番、4 番、6 番は県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。 続いて、議案第 10 号 受付番号 2 番は 30 a を超える農地転用事案となります。 議案第 10 号 受付番号 2 番を許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員	(挙手全員)
議 長	挙手全員。よって、議案第 10 号 受付番号 2 番を、原案どおり許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、決しました。 次に、議案第 11 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。 それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	板橋係長より説明させます。
板橋係長	議案第 11 号、現況確認証明（非農地証明）について、令和 8 年 5 月 8 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。 次のページをお願いします。 番号 1 番、所在：桑山字八番耕地、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：181 m²、判定地目：宅地、利用状況：住宅敷地、所有者：三重県四日市市水沢野田町、外 1 名。 申請地は、市立古里小学校の南側約 900m、県道石岡筑西線の北側約 700m

に位置する土地です。平成 15 年には農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

2 番、横島字堂合、畑、宅地、23 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 28 m²、宅地、住宅敷地、筑西市横島。

申請地は、国道 50 号線の南側約 200m、道の駅グランテラス筑西の東側約 480m に位置する土地です。

平成 18 年には、農地ではないとして「課税証明書」を添付し証明願が出されております。

3 番、東石田字前田、畑、宅地、770 m²、宅地、住宅敷地、筑西市東石田。

申請地は、県道つくば真岡線の東側約 400m、明野自動車学校の南東側約 3 km に位置する土地です。

昭和 49 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

4 番、大林字明大、畑、宅地、324 m²、宅地、住宅敷地、常総市内守谷町。

申請地は、県道明野間々田線の北側約 150m、市立鳥羽小学校跡地の北西側約 1.7 km に位置する土地です。

昭和 55 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

5 番、川連字本須、畑、宅地、41 m²、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 657 m²、宅地、住宅敷地、筑西市川連。

申請地は、県道筑西三和線の西側約 200m、県立下館工業高校の南西側約 1.9 km に位置する土地です。

平成 15 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

6 番、黒子字駒塚、畑、宅地、5.89 m²、宅地、住宅敷地、筑西市榎生一丁目。

申請地は、関東鉄道常総線黒子駅の西側約 200m、市立関城東小学校の東側約 600m に位置する土地です。

平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、受付番号 1 番から調査委員の報告をお願いします。

蓮沼敏男
委 員

23 番蓮沼が報告します。

4 月 24 日に書類審査をいたしまして、協和地区全員で現地確認を行ってきました。今回申請する土地は、宅地の中の一部でありますけど、宅地そのもの

がここ数十年、誰も住んでおらず、大分竹林と雑草が生えている状況でありました。非農地証明は可能かと思われます。

皆様のさらなる審議をよろしくお願いいたします。

議 長

2 番をお願いします。

高橋 修
委 員

14 番高橋です。

私からは 2 番について報告いたします。

4 月 23 日に書類審査及び現地確認を実施しました。

現況は自宅敷地の北側と西側で、宅地の塀と道路の間で幅 1 m 弱の細長い土地でして、利用しようのない土地であり、50 年前から非農地状態で、申請から 20 年経過しており、書類に不備もなく、現地を同行した委員全員での合意の上、非農地証明することに問題ないと判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

3 番をお願いします。

寺内美雄
委 員

17 番、寺内が報告いたします。

4 月 24 日、申請書類の確認と、それから現地の確認を行いました。

私から 3 番と、4 番、2 件について報告をいたします。

3 番については全部が宅地となっており、また 4 番については、宅地の一部ということになっており、それぞれが 20 年以上前の航空写真も添付されており、農地でないことの確認ができました。

以上、農地でないことの確認の証明についての発行は、可能であると考えますので、皆さんのさらなるご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

5 番をお願いします。

中澤 保
委 員

9 番、中澤が報告します。

4 月 23 日に書類審査及び現地調査確認を行いました。

申請地は家の周りに点在しており、宅地としても使っているような状態で、現在に至っているということで、書類上も不備もなく、許可相当と思われますけれども、皆様の判断をよろしくお願いいたします。

議 長

6 番をお願いします。

齊藤一弥

8 番の齊藤です。

委 員	4月23日に関城支所におきまして、書類審査及び現地確認を行いました。 この土地はですね、宅地とあり、宅地に隣接する土地でして、面積が、5.89㎡という狭い土地です。宅地には、住宅は建っておりませんが、上下水道の配管がされており、後々建物が建つのかなという感じでした。 面積も少ないところでして、耕作するにはちょっと不向きな土地と判断いたしまして、全員で非農地証明の発行に支障がないと判断をいたしました。 皆様のさらなるご審議をお願いします。
議 長	調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたら、お願いします。
國 府 田 喜 久 男 委 員	13番の國府田です。 1番についてなんですが、持ち主が三重県と愛知県、これはあり得ますが、申請人が、三重県の方、この理由は何でしょうかね。
議 長	蓮沼委員、回答をお願いします。
蓮沼俊男 委 員	23番、蓮沼です。 この申請人は、先月農地を5筆ぐらい所有権移転、3条での移転をされた方です。所有者は2人いますけど、もともとの所有者は親で、筑西の古里地区在住だったんですけど、結婚して三重県の方に移られて、亡くなった後に、相続人として、今回の申請になりました。ですのでこちらには、小学生の頃、来たぐらいはあるようですけど、最近親が亡くなってから、何度か、こちらの現地を見には来ているので、宅地も含めて全部、土地を処分したいということで、多分、来月あたりも申請があるのかもしれないですけど、また今回も、宅地絡みの農地を非農地証明っていうことで申請されました。以上です。
議 長	はい。よろしいでしょうか。
國 府 田 委 員	わかりました。
議 長	ほかにご質疑はありますか。
委 員	「異議なし」
議 長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結い

たします。

議案第 11 号 受付番号 1 番から 6 番を採決いたします。

議案第 11 号 受付番号 1 番から 6 番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員。よって議案第 11 号 受付番号 1 番から 6 番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 12 号「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 谷島補佐より説明させます。

谷島補佐 議案第 12 号、令和 8 年度最適化活動の目標の設定について、令和 8 年 5 月 8 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。次のページをお開き願います。

I 農業委員会の状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

1 「農業委員会の現在の体制」

筑西市農業委員会の体制は委員定数 24 名（実数 23 名）、農地利用最適化推進委員が、20 地区で 20 名でございます。

2 「農家・農地等の概要」

農林水産統計、農林業センサス 2020、及び農地台帳等からの数値を記入しております。

次のページをお開き願います。

II 最適化活動の目標

1 「最適化活動の成果目標」

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

管内農地面積 11,000ha、これまでの集積面積 7,400ha。

集積率 67.3%。

(課題)

集積の対象者である基本構想水準到達者の増加により、集積率の上昇がみられた。農地の分散傾向はみられるものの、地域計画に位置付けられた地域の担い手への利用集積が行われるよう、農地中間管理機構を積極的に活用し集積を加速させる。

(目標) 集積面積 7,450ha (うち新規集積面積 50ha)

目標案設定の考え方として、国の政策目標を基に、「茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針(令和5年5月)」が策定され、担い手への集積目標を令和12年までに全農地の66%と設定されておりますので、今後も引き続き、目標を達成できるよう努めます。

(2) 遊休農地の解消

① 現状及び課題

直近の利用状況調査により判明した1号遊休農地の面積が41.3haで、そのうち緑区分は27.3ha・黄色区分は14.0ha。

農業者の高齢化と後継者不足及び土地所有者が地元に住していないことなどが理由で未管理農地が増え続け、毎年新たな遊休農地が発生している。遊休農地化防止対策として、速やかな所有者への指導と共に一時的な解消とならないよう導入作物の提示などを行う必要がある。

② 目標

農地中間管理機構を活用し、遊休化の未然防止及び解消に取り組む。既存遊休農地の解消としては、令和3年度の調査における遊休農地面積より、緑区分の解消目標面積は4.42haでございます。

「イ」の「新規発生遊休農地の解消」につきましては、前年度の令和7年度新規発生分は6.0haとなっておりますので、こちらを今年度の解消目標面積といたします。

次のページをお開き願います。

(3) 新規参入の促進

① 現状及び課題

令和7年度の新規参入者数は11経営体、取得面積0.86haでございます。

地域計画と併せて新規就農者の確保を進める。毎年新規参入者がいる状況ではあるが、今後も農政担当課及び農協・普及センターと連携し、新規の青年就農者及び女性や定年帰農者のさらなる掘り起こしを図る必要がある。

② 目標

新規参入者への貸付等の権利移動面積につきましては、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上となっておりますので、23.5haを目標値といたします。

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数の目標を月に10日としますので、10日以上の活動をお願いいたします。

(2) 活動強化月間の設定目標

設定回数を年間3回とし、9月に遊休農地の解消、12月に新規参入の促進、2月に農地の集積を設定いたしました。

次のページをお開き願います。

(3) 新規参入相談会への参加目標

参加回数を1回と設定し、12月に水戸市、またはつくば市にて開催が予定されております「新農業人フェア」参加を予定しております。

以上が、令和8年度最適化活動の目標の設定となっております。

本日、議決が得られましたら、国へ報告し、全国農業会議所ホームページで公表いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会・蓮沼委員長より、審議の報告をお願いいたします。

蓮沼俊男
農政企画
審議会
委員長

本日、開催いたしました農政企画審議会において、議案第12号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」を協議・検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことを報告いたします。

議 長

蓮沼委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案12号について、ご質疑がありましたら、お願いいたします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第12号を採決いたします。

議案第12号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」、原案に賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。よって、議案第12号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」、原案のとおり決定することに、決しました。

次に、議案第13号「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書につい

て」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

谷島補佐、及び農政課広瀬主任より説明させます。

谷島補佐

議案第 13 号、筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について、令和 8 年 5 月 8 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。

次のページをお開き願います。

令和 8 年度の意見書につきまして、担当部署である農政課の広瀬主任から説明いたします。

広瀬主任
(農政課)

農政課の広瀬と申します。よろしくお願いいたします。

筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について、お手元の資料を基に説明いたします。

変更の内容につきましては、お手元の総会資料 22 ページの一覧表をもとに説明させていただきます。

また、各申出内容の位置図等を総会資料 22 ページ以降に掲載してございますので、必要に応じてご確認をお願いいたします。

1 番、筑西市関本上地内の事業計画者による関本上地内の畑の一部、1,804 m²の内 395 m²での農家住宅敷地拡張を目的とした除外申出となります。

以上、関城地区 1 件の申出につきまして、「畑、395 m²」を農用地区域から除外する方向で検討しております。

なお、本総会に先立ちまして、茨城県等の関係機関との事前調整を済ませており、今回の農用地区域の変更（案）に対して、「同意の見込み」との意見をいただいていることを申し添えさせていただきます。

私からの説明は、以上になります。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで農政企画審議会・蓮沼委員長より審議の報告をお願いいたします。

蓮沼俊男
農政企画
審議会
委員長

本日午後 1 時 10 分より開催いたしました農政企画審議会において、「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」協議・検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことを報告いたします。

議 長

蓮沼委員長より農政企画審議会の報告がありました。

議案第 13 号について、ご質疑がありましたら、お願いいたします。

齊藤一弥
委 員

いいですか。

議 長

はい。齊藤委員さん。

齊藤一弥
委 員

8 番の齊藤です。

ちょっとお聞きしたいんですけど、この農振除外、編入の届出って年 2 回だと思うんですけど、その 2 回分の 1 件だけってことですか。

広瀬主任
(農政課)

はい、お答え申し上げます。

今回の案件につきましては、昨年 10 月に受付をした申出となっております。また。齊藤委員のお見込みどおり、例年 2 回、4 月と 10 月の年 2 回の受付をしているところでございます。今回の事業者につきましては、昨年 10 月の受付のものでございまして、その後ですね、県との協議をするところなんですけれども、県との協議がなかなかまとまらずですね、1 件だけ残ってしまった案件でございます。

他の案件につきましては、4 月 14 日にですね、除外のほうを済ませているところでございます。

議 長

よろしいですか。

齊藤一弥
委 員

わかりました。

受付は済んでいて、遅れたということですね。

議 長

他にご質疑はありますか。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 13 号を採決いたします。

議案第 13 号「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」、原案に賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。よって、議案第 13 号「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について」、原案のとおり決定することに、決しました。

次に、日程第 4 報告第 7 号から第 10 号を事務局より説明願います。

事務局長

谷島補佐より説明させます。

谷島補佐

報告第 7 号から報告第 10 号までを一括してご説明させていただきます。

初めに 27 ページをお開き願います。

報告第 7 号、農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による届出について、令和 8 年 5 月 8 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。

次のページをお開き願います。

届出受理件数は 4 件でございます。

これは公益社団法人 茨城県農林振興公社 農地中間管理機構による農地売買等の特例事業による所有権移転でございます。

次に 30 ページをお開き願います。

報告第 8 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、令和 8 年 5 月 8 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。

次のページをお開き願います。

届出受理件数は 6 件でございます。

これは、市街化区域内における所有権移転等を伴う転用で、自己住宅 3 件、倉庫敷地 2 件、太陽光発電設備 1 件でございます。

次に 33 ページをお開き願います。

報告第 9 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和 8 年 5 月 8 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。

次のページをお開き願います。

34 ページから 44 ページにかけまして、合意解約の通知のありました件数、36 件でございます。

次に 45 ページをお開き願います。

報告第 10 号、非農地判断について、令和 8 年 5 月 8 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。

次のページをお願いいたします。

非農地判断件数 2 件でございます。

現地調査を実施し、当該農地が山林化等により耕作に資することができない状態であると非農地判断を行ったものでございます。

説明は以上でございます。

議 長

報告第 7 号から第 10 号につきましては、報告でございますので、ご了承願

います。

以上で、今定例会の案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和8年度第2回筑西市農業委員会定例総会を閉会いたします。

委員のみなさま、長時間にわたるご審議、大変お疲れさまでした。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和8年5月8日

議 長

署名委員

署名委員